

相模原市職員の給与の特例に関する条例について
相模原市職員の給与の特例に関する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 6 月 2 4 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市職員の給与の特例に関する条例
(相模原市一般職の給与に関する条例の特例)

第 1 条 平成 2 5 年 7 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間(以下「特例期間」という。)においては、相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 2 6 年相模原市条例第 1 1 号。以下「一般職給与条例」という。)第 3 条第 1 項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員(以下この条において「職員」という。)に対する給料の支給に当たっては、給料の月額(一般職給与条例第 3 条第 1 項から第 5 項までの規定による給料月額、相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成 1 8 年相模原市条例第 4 4 号。以下「改正条例」という。)附則第 7 項から第 9 項までの規定により支給される給料の額及び相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 2 1 年相模原市条例第 2 号)附則第 6 項から第 8 項までの規定により支給される給料の額の合計額をいう。以下この条において同じ。)から、給料の月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表(1)	3 級以下	1 0 0 分の 3 . 5
	4 級及び 5 級	1 0 0 分の 4 . 6
	6 級	1 0 0 分の 8 . 5
	7 級以上	1 0 0 分の 9 . 7 7
行政職給料表(2)	4 級以下	1 0 0 分の 3 . 5

	5 級	1 0 0 分の 4 . 6
消防職給料表	3 級以下	1 0 0 分の 3 . 5
	4 級及び 5 級	1 0 0 分の 4 . 6
	6 級	1 0 0 分の 8 . 5
	7 級以上	1 0 0 分の 9 . 7 7
医療職給料表	1 級	1 0 0 分の 3 . 5
	2 級	1 0 0 分の 4 . 6
	3 級以上	1 0 0 分の 9 . 7 7

2 特例期間においては、一般職給与条例第 1 0 条から第 1 3 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、一般職給与条例第 1 4 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した勤務 1 時間当たりの給与額から、給料の月額に 1 2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

3 特例期間においては、管理職手当の支給に当たっては、一般職給与条例第 1 4 条の 3 第 2 項に規定する管理職手当の月額から、管理職手当の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

4 特例期間においては、一般職給与条例第 1 6 条第 1 項から第 5 項までの規定による給与のうち給料の支給に当たっては、第 1 項の規定にかかわらず、当該給料の額から、次の各号に掲げる当該職員に適用される規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 一般職給与条例第 1 6 条第 1 項及び第 5 項 第 1 項に定める額

(2) 一般職給与条例第 1 6 条第 2 項及び第 3 項 第 1 項に定める額に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額

(3) 一般職給与条例第 1 6 条第 4 項 第 1 項に定める額に同条第 4 項の規定により当該職員に支給される給料に係る割合を乗じて得た額

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第 2 条 特例期間においては、相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 1 5 年相模原市条例第 3 9 号。以下「任期付職員条例」という。)第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)に対する給料の支給に当たっては、給料の月額(任期付職員条例第 7 条第 1 項の規定による給料月額及び改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定により

支給される給料の額の合計額をいう。以下この項において同じ。)から、給料の月額に次の各号に掲げる当該特定任期付職員に適用される給料表の号給の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(1) 4号給以下 100分の4.6

(2) 5号給 100分の9.77

2 特例期間においては、特定任期付職員に対する勤務1時間当たりの給与額の算出については前条第2項、休職の期間中に支給される給与のうち給料の支給については同条第4項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第2条第1項各号に掲げる当該特定任期付職員に適用される給料表の号給の区分に応じ当該各号に定める割合」と、同条第4項中「第1項の」とあるのは「第2条第1項の」と、「第1項に」とあるのは「第2条第1項に」と読み替えるものとする。

(相模原市職員の育児休業等に関する条例の特例)

第3条 特例期間においては、相模原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年相模原市条例第8号)第22条の規定の適用については、同条中「給与条例第14条」とあるのは、「相模原市職員の給与の特例に関する条例(平成25年相模原市条例第 号)第1条第2項(同条例第2条第2項において準用する場合を含む。)」とする。

(相模原市職員の修学部分休業に関する条例の特例)

第4条 特例期間においては、相模原市職員の修学部分休業に関する条例(平成17年相模原市条例第6号)第3条の規定の適用については、同条中「給料の月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当の月額」とあるのは、「給料の月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当の月額から相模原市職員の給与の特例に関する条例(平成25年相模原市条例第 号)第1条第1項若しくは第3項又は第2条第1項の規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額」とする。

(相模原市職員の高齢者部分休業に関する条例の特例)

第5条 特例期間においては、相模原市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年相模原市条例第7号)第3条の規定の適用については、同条中「給料の月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当の月額」とあるのは、「給料の月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当の月額から相模原市職員の給与の

特例に関する条例(平成25年相模原市条例第 号)第1条第1項若しくは第3項又は第2条第1項の規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額」とする。

(相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例の特例)

第6条 特例期間においては、市長、副市長及び常勤の監査委員(以下「市長等」という。)に対する給料及び地域手当の支給に当たっては、相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例(昭和29年相模原市条例第1号)附則第16項本文の規定にかかわらず、同条例第3条第1項の規定による給料月額及び同条第2項の規定による地域手当の月額から、給料月額及び地域手当の月額にそれぞれ100分の15を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の特例)

第7条 特例期間においては、教育長に対する給料及び地域手当の支給に当たっては、相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和27年相模原市条例第44号)附則第13項本文の規定にかかわらず、同条例第3条第1項の規定による給料月額及び同条第2項の規定による地域手当の月額から、給料月額及び地域手当の月額にそれぞれ100分の15を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第8条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

提案の理由

現下の社会情勢及び本市の財政状況を勘案し、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の職員、市長等常勤の特別職及び教育長に対する給料月額等を減額いたしたく提案するものである。

議案第 6 6 号関係資料

相模原市職員の給与の特例に関する条例の概要

1 条例の内容

(1) 第 1 条関係(相模原市一般職の給与に関する条例の特例)

ア 給料の支給の特例

平成 2 5 年 7 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間(以下「特例期間」という。)における次の表に掲げる給料表の適用を受ける職員の給料の支給に当たっては、給料の月額から、給料の月額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を減ずるもの

給料表	職務の級	割合
行政職給料表(1)	3 級以下	1 0 0 分の 3 . 5
	4 級及び 5 級	1 0 0 分の 4 . 6
	6 級	1 0 0 分の 8 . 5
	7 級以上	1 0 0 分の 9 . 7 7
行政職給料表(2)	4 級以下	1 0 0 分の 3 . 5
	5 級	1 0 0 分の 4 . 6
消防職給料表	3 級以下	1 0 0 分の 3 . 5
	4 級及び 5 級	1 0 0 分の 4 . 6
	6 級	1 0 0 分の 8 . 5
	7 級以上	1 0 0 分の 9 . 7 7
医療職給料表	1 級	1 0 0 分の 3 . 5
	2 級	1 0 0 分の 4 . 6
	3 級以上	1 0 0 分の 9 . 7 7

イ 管理職手当の支給の特例

特例期間においては、管理職手当の支給に当たっては、管理職手当の月額から、管理職手当の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額に相当する額を減ずるもの

(2) 第 6 条及び第 7 条関係(相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の特例)

特例期間においては、市長等常勤の特別職及び教育長の給料及び地域手当の支給に当たっては、給料月額及び地域手当の月額から、給料月額及び地域手当の月額にそれぞれ100分の15を乗じて得た額に相当する額を減ずるもの

2 施行期日

平成25年7月1日